

9. 生活規程

飯田風越高等学校の生徒は、規律ある学校生活を送るために次の事項を順守すること。

(1) 学習について

毎日必ず予習・復習を行い、自主的に学習に取り組む習慣を身につける。

(2) 日常生活について

- ① 正当な理由なく欠席、欠課、遅刻、早退をしない。欠席、欠課、遅刻、早退の際は必ず保護者を通して学校へ連絡する。
- ② 下校時まで校外へは外出をしない。やむを得ず外出する時は必ずクラス担任の許可を得る。
- ③ 所持品には必ず記名し、貴重品の管理に十分気をつけること。
- ④ 登下校時には休日であっても必ず制服を着用すること。制服以外で登下校する必要がある場合は、職員会の許可を受ける。
- ⑤ 交友関係には特に注意し、無断外泊等はしない。
- ⑥ 高校生が出入りするのにふさわしくない遊技場（パチンコ店等）への出入りは禁止する。

- ⑦ 飲酒, 喫煙, 暴力行為は禁止する。
- ⑧ 同級会等, 校外での集まりについては, 南信地区生徒指導委員会下伊那支会の規程に従う。

(3) アルバイト (許可制) について

アルバイトは長期休業 (夏期・年末年始・学年末・自宅研修中=3年生のみ) 中に限り, 以下の条件により許可する。

- ① 労働基準法の正しい知識と適正な労働条件の下でおこなう。
- ② 1日の就業時間は8時間以内とし(労基法), 19:00までには終了可能な時間帯であることが望ましい。
- ③ アルバイトとして, 以下に該当するものは禁止する。
 - ・法令等で禁止されているもの
 - ・宿泊を伴うもの
 - ・危険を伴うもの (労基法)
 - ・遊興関係(労基法)や酒類提供を伴う接客業 (一部労基法)
 - ・キャディー (下伊那地区申し合わせ)
 - ・バイクを使用するもの, アルバイトに行くためのバイクの使用
- ④ アルバイトを希望する生徒は, 保護者の責任のもとにクラス担任及び生徒支援係の指導を受け, 学校の許可を得る。

【担任 → 学年会 → 係会 → 職員会】

- ⑤ アルバイト実施中は、飯田風越高校生としての自覚と責任ある行動をする。
- ⑥ 保護者の経済状況（就業状態・兄弟姉妹の進学・介護等）が苦しく、高校生活を送る上、あるいは本人の進路実現のために支障が出ていると判断できる場合等の特別な事情がある場合には、その都度職員会で審議し、長期休業中以外、土・日・休日に限ってアルバイトを許可する場合もある。
- ⑦ 無断アルバイトや本校アルバイト規程に違反した者には、保護者召喚嚴重注意、アルバイト禁止（長期休業中も含む）、家庭反省などの指導を行う。また、許可者であっても許可条件を満たさなくなったときは、許可を取り消す。

(4) 下宿について

- ① 下宿をする場合には、必ず学校に届け出ること。
- ② 規則正しい生活をする事。
- ③ 他人を無断で宿泊させないこと。また、友人の溜まり場としないこと。
- ④ 火気に注意し、飲酒・喫煙は絶対しないこと。

- ⑤ マナーを守り，近隣に住む方々に迷惑をかけない。

(5) 更衣室使用規程

- ① 無断で他人のものは使用しないこと。
- ② 更衣室は更衣のみに使用し，貴重品は置かないようにすること。
- ③ 事情のない限り，部活のものは持ちこまない。

(6) 長期休業の過ごし方について

夏・冬・年度末休みの過ごし方については，別に定める。